

2026年4月

お客様各位

麻生セメント株式会社

セメント JIS 改正に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、3月23日にJIS R 5210「ポルトランドセメント」、JIS R 5211「高炉セメント」等のセメントに関連する日本産業規格(以下、JIS)の改正が官報にて公示されました。今回のJIS改正は、セメント業界としてカーボンニュートラルを目指す取組みの一環として、二酸化炭素排出量の削減を目的に行うものとなります。このJIS改正によりセメントの品質項目の一部が変更となります。

お客様におかれましては、JIS改正に対応するセメントの受入環境が整った時点で、これまでと変わらない品質および性能のコンクリートが製造できる、新規格に対応したセメントを順次供給させて頂く予定としております。

安心してご使用頂ける製品をお届けしてまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. JIS 改正の内容について

(1) 少量混合成分の増量

普通ポルトランドセメントを構成する材料の一つである少量混合成分について、その含量を質量で「0%以上5%以下」から「0%以上10%以下」に拡大し、増量が可能な少量混合成分は「石灰石又はこれと同等の品質をもつもの」とされました。併せて、混合セメントの少量混合成分の量も「10%以下」に改正されました。従いまして、少量混合成分の増量に伴いセメントの密度は小さくなります。

(2) 強熱減量の規定値を削除

これまで風化の指標として強熱減量の規定値が設けられておりましたが、少量混合成分を増量した場合、強熱減量は風化の指標として適切ではなくなるため、規定値が削除されました。対象となる主なセメントの種類は普通、早強の各ポルトランドセメントおよび高炉セメントです。従いまして、来月度の試験成績表より強熱減量の欄は削除いたします。

(3) 少量混合成分に用いる石灰石

少量混合成分に用いる石灰石は、「石灰石又はこれと同等の品質をもつもの」とされ、石灰石と同等の品質をもつ人工炭酸カルシウムの使用が可能となりました。

これらについて、詳しくはセメント協会のホームページに「カーボンニュートラル実現に向けたセメントの JIS 改正の概要」として公開されております。また、少量混合成分を 10%に増量しても、コンクリートの諸物性に影響をほとんど及ぼさないことを示す試験結果が公表されております。これらの資料は以下の URL よりダウンロードすることができます。

<https://www.jcassoc.or.jp/jis-revision.html>

ご不明な点やご質問がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】 麻生セメント株式会社
品質技術部
TEL：092-833-5108

以上